

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁

大阪市大正区保健福祉センター所長

審査請求人が、平成18年7月27日付けで提起した生活保護法に基づく保護停止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成18年6月14日付けで行った生活保護法に基づく保護停止決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成18年6月14日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護停止決定処分（以下「本件停止決定」という。）を取り消すことを求めるものと解される。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

年金担保で銀行から融資を受け、滞納していた家賃を支払った。現在お金がなくて困っている。本件停止決定を取り消してほしい。

第2 当庁が認定した事実及び判断

1 当庁が認定した事実

- (1) 平成17年4月25日付けで、処分庁にて、請求人世帯の生活保護が開始されたこと。請求人世帯は、請求人及び請求人の[](以下「[]」という。)の[]人世帯であったこと。

なお、同月21日付けで、請求人は処分庁に対し、「2度と保護受給中に年金担保の貸付を受けたり無届で就労したりしません」と記載した申告書を提出したこと。

- (2) 平成18年6月5日、請求人が大阪市大正区保健福祉センターの職員(以下「職員」という。)に対し、[]の[]年金を担保に貸付を受けていた旨申告し、家賃滞納により家主である[]市[]局(以下「[]局」という。)と裁判になり、年金担保による借入金で和解金[]円を支払った旨述べたこと。

請求人と[]局との間で締結された和解条項には、請求人が同16年10月1日から同18年3月末までの間に滞納した賃料等合計[]円のうち[]円を同18年3月17日に支払ったこと、残金[]円を同18年5月から1年間、毎月末までに[]円(同19年4月末のみ[]円)支払うことなどが記載されていたこと。

- (3) 同日、請求人は職員に対し、年金証書預り証(年金担保)及び返済予定表を提出したこと。同返済予定表には、借入申込日が同年2月21日、貸付実行日が同年3月17日、貸付額が[]円、返済期間が同年6月15日より同19年8月15日である旨記載

されていたこと。

- (4) 処分庁から提出のあった弁明書には、平成18年6月5日、ケース診断会議が開催され、 円の使途について確認ができなければ一定期間保護を停止する旨決定された旨記載されていること。
- (5) 処分庁から提出のあった弁明書には、平成18年6月8日、職員と請求人及び が面談し、職員が年金担保で借り入れた 円の使途について聞くも、前記(2)以外の説明はなく、和解金以外の使途についての挙証資料の提出はなかった旨記載されていること。
- (6) 平成18年6月14日付けで、処分庁は請求人に対し、同年7月1日から同年12月31日までの6か月間保護を停止する旨通知した。同通知書には、停止の理由として、「年金担保貸付による収入のため」と記載されていたこと。
- (7) 処分庁から提出のあった弁明書には、「 円の貸付をうけており、支出についても 局との和解金 円の使用のみ支出の金額は判明しているが、その他については不明。残高にて、生活することが可能と考えられる。」と記載されていたこと。
- (8) 平成19年4月3日付けで、審査庁から処分庁に対し、「保護停止決定処分時点における請求人世帯の保護停止期間に係る根拠及び処分庁の法第26条に基づき停止決定処分をした判断に関する資料の提出を求めたところ、同月23日付けで、処分庁から審査庁に対し、上記資料はない旨回答があったこと。
- (9) 本件の審理において、当庁から請求人に対し反論書の提出を求めたが、請求人から反論書の提出がなかったこと。

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また法第5条により法の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてなされなければならないと定めている。
- (2) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。(以下略)」と規定している。
- (3) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定している。
- (4) 保護の停止を行う場合の取扱いについては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第7の12の「1 保護を停止すべき場合」において、「(1) 当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6箇月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき。なお、この場合には、以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき停止期間をあらかじめ定めること。」との基準が示されている。
- (5) 本件についてみると、処分庁は、前記第2の1の(2)から(8)の認定事実のとおり、当該借入金を収入認定し、本件停止決定を行ったことが認められる。請求人は処分庁に対し、前記第2の1の(1)の認定事実のとおり、2度と保護受給中に年金

担保の貸付を受けませんと記載した申告書を提出したにもかかわらず、請求人の■■■■が年金担保で■■■■円を借り入れ、また、前記（３）の規定にかかわらず、すみやかに届出する義務を怠り、借入れ後３か月程度後に申告したうえ、和解金以外の用途の説明も請求人からなく、処分庁の円滑な保護の決定及び実施を阻害したことは否めない。しかしながら、保護停止の決定については、前記（４）のとおり、保護停止以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき停止期間をあらかじめ定めることとされているが、処分庁が停止期間の決定に際し、処分時点での請求人世帯の資産を把握し、６か月間保護を停止すべき場合に該当するかどうかについて、十分な調査、確認が行われたとは言えない。

（６）したがって、本件停止決定については取り消すのが妥当であると判断する。

以上の理由により、行政不服審査法第４０条第３項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成１９年５月２１日

審査庁 大阪府知事 齊藤

